

## 奈良県告示第五十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県中和土木事務所長から報告があつた。

令和四年五月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（令和四年四月十四日現在の地番による。）  
桜井市大字粟殿二五番二、二六番二及び八八番一の各一部
- 二 申請者氏名 有限会社美濃不動産販売 取締役 美濃朗恵
- 三 申請者住所 大和郡山市椎木町一番地七
- 四 道路の幅員 六・〇〇メートル
- 五 道路の延長 三〇・九四メートル
- 六 指定年月日 令和四年四月二十二日
- 七 指定番号 中土第R〇四〇一号